

伊勢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

伊勢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、住宅の耐震化促進を目的とし、伊勢市建築物耐震改修促進計画(第三次計画)に基づいて定めるものである。

1 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問などにより、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から、次の区域とする。

緊急耐震重点区域：伊勢市内全域

○対象の住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅



3 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間：令和8年度～令和12年度

	R8	R9	R10	R11	R12
プログラム作成					
戸別訪問					

4 戸別訪問の実施

昭和56年5月以前に建築された住宅を対象とし、下記の手順に基づき戸別訪問を実施する。

- 啓発用チラシ等を用いて耐震化の必要性及び補助制度を説明する。
- 不在の場合は、啓発用チラシ等をポスティングする。
- 訪問結果(訪問日、訪問者等)を記録・整理する。

5 その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記の啓発活動も実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフレット等の配布
- 広報いせ、市ホームページ等による周知
- 各種イベントにおける啓発活動

6 関係団体との連携

戸別訪問およびその他の普及啓発活動において、三重県及び特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会と連携して活動に取り組む。

7 具体的な取組内容について

- ① 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
 - ・「4 戸別訪問の実施」のとおり。
- ② 耐震診断支援をした住宅に対して耐震改修を促す取組
 - ・耐震診断結果報告時に委託事業者から住宅所有者に対して、耐震改修補助制度等の説明を行う。
 - ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、電話連絡等により、耐震改修を促す。
- ③ 耐震改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から耐震改修事業者等への接触が容易となる取組
 - ・耐震改修事業者等の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)向上に係る説明会等を行う。
 - ・窓口等で耐震改修事業者等に関する情報提供を行う。
- ④ 耐震化の必要性に係る普及啓発
 - ・「4 戸別訪問の実施」及び「5 その他の普及啓発活動」のとおり。

8 住宅の耐震化に係る支援実績及び目標(件数)

下記の表のとおり。

木造住宅耐震化支援事業	R4	R5	R6	R7	R8 (目標)
耐震診断	181	168	490	129	137
耐震補強設計	3	5	16	27	26
耐震補強工事	4	4	6	20	26
空家除却工事	126	107	139	176	163

9 取組実績に関する自己評価

- ① 前年度(令和7年度)の取組実績
 - ・木造住宅耐震化支援事業の実績については前記のとおり。
 - ・7①関連:木造住宅耐震化等促進啓発業務の委託事業者である特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会所属の診断員と市職員による戸別訪問を実施し、4,525戸を訪問した。
 - ・7②関連:木造住宅耐震診断等業務の委託事業者である特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会所属の診断員により、診断結果報告時に住宅所有者に対して、耐震補助制度の説明を行うとともに、耐震改修を促した。
 - ・7③関連:三重県と連携し耐震改修工事に関する事業者向け講習会を実施した。
 - ・7④関連:まちづくり協議会主催のイベント等にブースを出展し、耐震化の啓発を行った。
- ② 前年度(令和7年度)の課題
 - ・耐震診断は実施したものの、その後の耐震改修に繋がっていないケースが少ないことから、耐震診断実施者へ向けてのフォローアップに力を入れていく必要があると考える。
- ③ 令和8年度の取組方向
 - ・令和7年度に引き続き、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会の診断員と市職員による戸別訪問を実施する。
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、電話連絡等により耐震改修を促すフォローアップを行う。